

宇部市日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者(児)の日中における活動の場を確保し、障害者(児)の家族の就労支援及び障害者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、宇部市に居住又は宇部市が援護の実施者となる障害者(児)で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援の必要があると市長が認めた者とする。

(サービスの内容)

第3条 サービスの内容は、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者(児)に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、給食サービス、送迎サービス等とし、サービスの実施内容等は、市長が別に定めるものとする。

2 この事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等は利用できないものとする。

(利用者の決定)

第4条 この事業を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、利用申請書(別記様式第1号)に必要な事項を記載し、市長に提出するものとする。なお、現に受けているサービスの種類及び支給量等を変更する場合も同様とする。

2 市長は、申請受理後速やかに必要な調査を行い、利用の可否を決定し、利用決定通知書兼利用負担上限額決定通知書(別記様式第2号)又は利用却下通知書(別記様式第3号)により、利用者に通知するものとする。

(サービス提供事業者)

第5条 サービス提供事業者(以下「事業者」という。)は、利用定員及び職員等の配置基準等を定めた事業申請書(別記様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、別に定める日中一時支援事業の人員、設備及び運営に関する基準等に照らし必要な調査を行い、事業者の指定の可否を決定するものとする。

3 前項の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(地域生活支援給付費)

第6条 市長は、利用者が前条に規定する事業者から当該サービスを受けたときは、利用者に対し、地域生活支援給付費を支給する。

2 地域生活支援給付費は、別表1の基準により算定した費用の100分の90に相当する額とする。ただし、生活保護受給者は、100分の100に相当する額とする。

3 事業者は、利用者の同意を得て利用者に代理し市長に対して事業費を請求し、受領できるものとする。

(利用者負担額)

第7条 利用者(生活保護受給者は除く。)は、別表1の基準により算定した費用の100分の10(以下「利用者負担額」という。)を負担するものとする。

2 利用者は、事業者へ直接、利用者負担額を支払うものとする。

(利用者負担額の軽減)

第8条 利用者の家計に与える影響その他の事情を斟酌し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第26条の3の規定に準じ、利用者の世帯の所得区分に応じ、別表2のとおり負担上限額を定めるものとする。

2 次のサービスに要した同一の月の利用者負担額は合算するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付等(介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費)に係る利用者負担額
- (2) 介護保険の利用者負担額(高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除く。)
- (3) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び障害児入所給付費に係る利用者負担額
- (4) 地域生活支援事業における日中一時支援事業、移動支援事業に係る利用者負担額
- (5) 補装具費に係る利用者負担額

3 同一世帯に前項に掲げる利用者が複数いる場合は、世帯の負担を軽減する観点から、世帯における負担上限額を別表3のとおり定めるものとする。ただし、同条第2項第2号及び第5号の規定については、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る。

4 負担上限額を超える支払いがあった場合は、高額地域生活支援給付費を支給する。

5 高額地域生活支援給付費の支給を受けようとする利用者は、高額地域生活支援給付費支給申請

書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項の申請の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、高額地域生活支援給付費支給(不支給)通知書(別記様式第5号)により、利用者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、事業の目的を達成するため、事業者と密接な連携を図り、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(調査等)

第10条 市長は、地域生活支援給付費に関して必要があると認めるときは、事業者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の調査等の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定の取り消し)

第11条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者の指定を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により指定を受けたとき

(2) 事業に関する報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき

(3) 出頭を求められてこれに応じず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

(4) 請求に関し不正があったとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

5 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(準備行為)

1 この要綱の施行のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。